

久万高原町国土強靱化地域計画

令和2年9月

久万高原町

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方.....	1
第2章 対象とする災害と被害想定.....	4
第3章 脆弱性評価.....	13
第4章 脆弱性評価及び推進方策.....	17
1. 直接死を最大限防ぐ.....	17
2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する.....	23
3. 必要不可欠な行政機能は確保する.....	33
4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する.....	36
5. 経済活動を機能不全に陥らせない.....	40
6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる.....	42
7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない.....	45
8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する.....	49
第5章 重点プログラムの設定.....	54
第6章 計画の推進.....	55

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による風水害の頻発や激甚化、南海トラフ地震などの巨大地震の発生等が懸念されており、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月施行）」に基づき、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土・産業政策も含めた総合的な国土強靱化を推進しています。国では「国土強靱化基本計画」（平成26年6月3日閣議決定）（以下「基本計画」）を策定し、平成30年12月に変更しました。また、愛媛県においても、「愛媛県地域強靱化計画（平成28年3月）」を策定、令和2年3月に見直し、国土強靱化に関する施策を推進しています。

本町においても、近年新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、南海トラフ巨大地震等による甚大な被害を出さないよう、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定した備えを行う「事前対策」を重視し、安全・安心で持続可能なまちづくりを推進するため、久万高原町国土強靱化地域計画（以下、本計画と言います）を策定します。

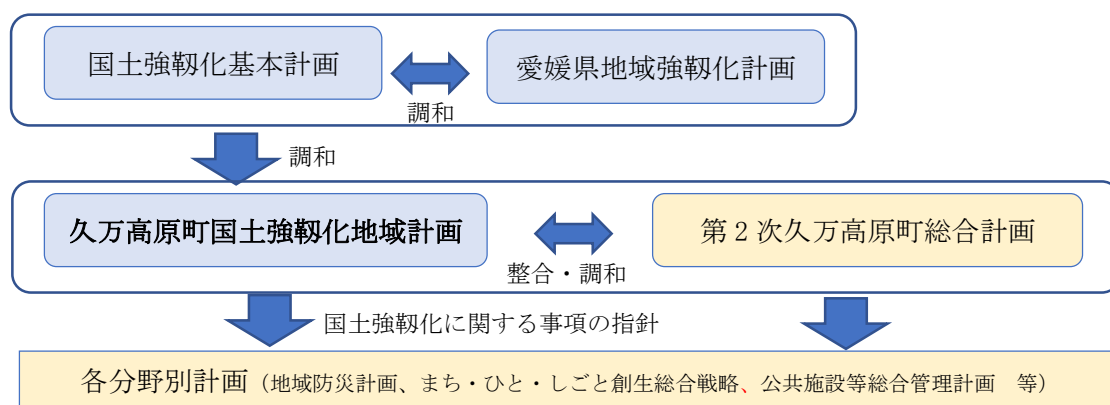
第2節 基本目標

本町は、町民、地域、企業及び国・県等と協働して、下記の4つを基本目標とした「強さ」と「しなやかさ」のある地域社会・経済の構築に向け地域強靱化への取り組みを推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 町の重要な機能が致命的な障害を受けないようにします。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

第3節 本計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたります。本計画は、本町の総合計画と整合・調和を図るもので、国土強靱化に係る部分については、地域防災計画など様々な分野別計画の指針となります。本計画を手引きとし、関連計画を順次見直ししながら必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進します。



【参考】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第4節 計画期間

本計画は令和3年度（2021年度）から、令和7年度（2026年度）の5年間とします。計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととしますが、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

第5節 国土強靱化を推進する上で基本的な方針

基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、迅速な復旧復興等に向け、以下の基本的な方針に基づき推進します。

1 国土強靱化の取組姿勢

- 町の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかを、あらゆる側面から検証しつつ取り組みます。
- 短期的な視点によらず、時間管理概念とEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組めます。
- 地域特性を活かした災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高めます。

2 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設や道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を組み合わせた効果的な施策の推進、そのための体制を早急に整備します。
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民、企業が連携及び役割分担し、協働して取り組みます。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

3 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化や社会資本の老朽化等を踏まえ、財源の効率的な使用による施策の持続性、重点化を図ります。
- 既存の社会資本の有効活用、施設の維持管理等により、効率的かつ効果的に施策を推進します。
- 国、県の施策、民間資金の積極的な活用を図ります。

4 個々の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めます。
- 女性、高齢者、子供、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講じます。
- 環境との調和や景観の維持に配慮し、自然環境の有する多様な機能を活用するなど自然との共生を図ります。
- 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組みを推進します。

第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本町の特性

1 位置及び地勢

本町は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、北部は松山市、東温市、砥部町に、南部は高知県、東部は西条市、西部は内子町、西予市に接します。町域は南北30km、東西28kmに広がり、面積は約583.69km²と、県内で一番広い面積を有しています。石鎚山等は標高2,000m近くあり、1,000m級の四国山地に囲まれた標高400mから800mの中山間地域で、土佐湾へ流れ込む仁淀川や支流の久万川が縦走する水源地域です。

2 地質

愛媛県の地質は、大きくは「中央構造線」によって二分され、構造線の北側は内帯、南側を外帯と区分されます。本町を含む外帯は海洋プレートの沈み込みに伴う付加体で構成され、北から順に三波川帯、秩父帯、四万十帯が東西方向に帯状構造で分布します。

本町においては、北から石鎚層群、久万層群、三波川帯及び御荷鉾帯、秩父累帯がほぼ東西方向に帯状に分布しています。

石鎚山から石墨山を経て、三坂峠に至る北部には、瀬戸内火成活動（新第三紀：約1500万年前）による石鎚古火山（カルデラ）から噴出した石鎚層群（凝灰岩、火砕流堆積物、安山岩、花崗岩等）が分布、貫入しています。

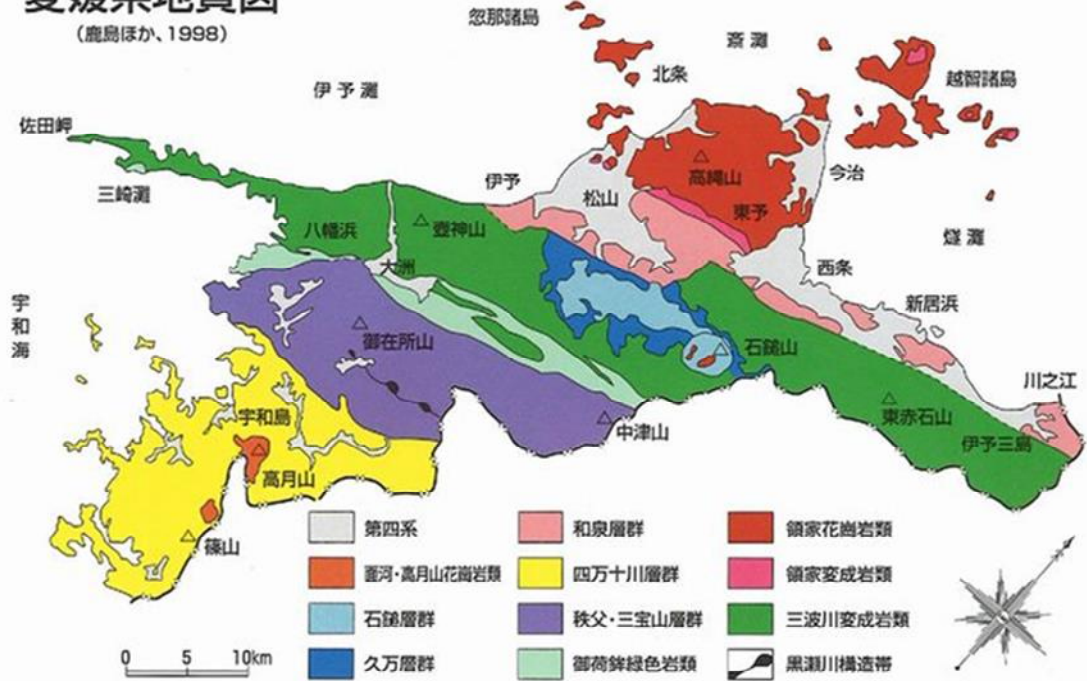
また、石鎚層群を囲むようにして陸域から供給された海成、湖成～河成堆積物を含む久万層群（第三紀始新世：約5000万年前）が分布しています。

基盤となる三波川帯（中生代白亜紀：約1億年前）は、沈み込んだ付加体が地下深くで変成された三波川結晶片岩類（緑色・黒色・珪質片岩等）で構成され、これらの岩石は、著しい片理が発達し薄く板状に割れやすく、黒色片岩などは縮緬状に褶曲し風化しています。また、東川、御三戸を経て大川に分布する御荷鉾帯には、御荷鉾緑色岩類と呼ばれる火山碎屑岩、変斑れい岩や玄武岩、珪質千枚岩などが分布し、三波川帯と秩父帯との境界の御荷鉾構造線は地すべりの多発が知られています。

御荷鉾帯以南の秩父累帯（中・古生代の地層）には、玄武岩質溶岩、火砕岩、チャート、珪質砂岩、角礫石灰岩等や、四国カルストを構成する石灰岩が分布しています。

愛媛県地質図

(鹿島ほか、1998)



3 気候

本町の気候は、山岳広陵地域で標高が高いため、夏は冷涼で冬は寒冷です。気象現象の変化が激しく、湿度が高く霧・雨・曇り・雪が多いといった特徴があり、また、高低差のある複雑な地形により場所によっては昼夜、季節ごとに寒暖の差が大きくなります。

本町の久万（気象庁の観測所）の2010～2019年の10年間では、年降水量の平均は1896.4mmと瀬戸内海の地域に比べ多雨であり、1976～2020年5月の間の日最大降水量は265mm、日最大1時間降水量は53.5mmとなっています。なお、夏季の降水量は長期的に増加する傾向がみられ、地形・地質が複雑、ぜい弱で、台風の通り道でもあることから、土砂災害や河川の氾濫など災害への備えが求められます。

■アメダス久万観測所 統計期間中（1976年～2020年5月）の最大値

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量(mm)	265	265	243	240	221.5
	2005/9/6	2004/8/30	2005/7/3	2019/8/15	2018/9/30
日最大1時間降水量(mm)	53.5	47	45	45	45
	2017/9/17	2013/9/4	2019/8/15	2005/7/3	1993/9/3
月降水量の多い方から(mm)	744	667	653	626	622
	2014/8	1976/9	1993/7	1993/6	1980/7
年降水量の多い方から(mm)	2,990	2,956	2,752	2,607	2,510
	1980	1993	2004	1976	2011

4 人口

平成27年の国勢調査による本町の総人口は、8,447人で、昭和60年の人口14,760人から約42.8%の減少となっています。また、世帯数は、平成27年が4,052世帯で、昭和60年の5,706世帯に比べ約29.0%の減少です。1世帯あたりの人口は、平成27年が2.08人で、平成17年の2.24人に比較して年々核家族化が進行しています。

一方、高齢化率をみると、平成27年では47.3%と高齢化が急速に進んでおり、防災面についても要配慮者対策などに取り組み、関係機関、関係団体と連携して、防災対策を推進していくことが必要となります。

区分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	14,760	13,313	12,781	11,887	10,946	9,644	8,447
世帯数(戸)	5,706	5,342	5,277	5,146	4,891	4,454	4,052
1世帯あたりの人員(人)	2.59	2.49	2.42	2.31	2.24	2.17	2.08
老年人口	3,137	3,437	4,077	4,539	4,678	4,329	3,984
高齢化率(%)	21.3	25.8	31.9	38.2	42.7	44.9	47.3

5 産業、経済

本町は、土佐街道の宿場町、四国霊場大宝寺・岩屋寺の門前町として栄えましたが、近年でも一般の参拝客に加え「歩き遍路」「お遍路ツアー」等の巡拝者が訪れています。

基幹産業の農林業は従事者の高齢化と担い手不足・労働力の低下が進む中、第3セクターの林業担い手会社「株式会社いぶき」や農業公社の設立などの対策を行っています。

(1) 農林業

農業では、中山間地の冷涼な気候を生かして、トマト等の夏秋野菜・高原米の栽培、畜産等が主体に営まれています。林業は、全国でも有数の産地であり、林業成長産業化地域構想に基づき、久万材のブランド化と有利販売に取り組んでいます。

(2) 商工業

商業はほとんどが家族経営であり、一部大型店等を除き、後継者不足、顧客・販売額の減少等の問題が生じています。工業については、食品加工、木材加工、縫製、生コンなどの事業所が中心となっています。地域資源を活かした企業の育成を図るとともに、高度情報通信網を活用して立地的条件を克服した起業の促進を図ることが求められています。

(3) 観光等

観光資源としては、石鎚国定公園、国天然記念物・八釜甕穴群、名勝（面河溪、古岩屋、岩屋）、皿ヶ峰連邦県立自然公園（皿ヶ峰）及び四国カルスト県立自然公園（古岩屋・五段高原・大川嶺）等の自然をはじめ、四国霊場44・45番札所、ふるさと旅行村、スキー・ゴルフ場、天体観測館、上黒岩岩陰遺跡等の観光施設、農業公園、道の駅等の物産販売所があります。他産業との連携や、祭り等の伝統行事、イベント、地域産品、文化財など観光情報の提供を図るとともに、都市と農村の交流事業、農山村体験事業、滞在型観光地づくりを目指しています。

6 土地利用

町の行政区画面積は 583.69 km² で都市計画区域は 4,325ha であり、そのうち用途地域は 97.5ha となっています。(第 1 種低層住居専用地域 8.5ha、第 1 種中高層住居専用地域 14.0ha、第 2 種住居地域 20.0ha、近隣商業地域 25.0ha、準工業地域 30.0ha)

今後の土地利用においては、自然的、社会的、経済的及び文化的な諸条件に十分配慮するとともに、避難路、避難場所、応急仮設住宅の建設予定地等防災対策の考慮が必要といえます。

7 交通

本町の道路網は、松山と高知を結ぶ国道 33 号を基軸とした国道 380 号、440 号、494 号の国道 4 路線、主要地方道 4 路線(西条久万線、野村柳谷線、久万中山線、小田柳谷線)、一般県道 12 路線を幹線道路として、それを補完する町道により形成されています。

国道 33 号は大雨時には落石・崩壊の危険から通行規制となることも多く、平成 24 年 3 月 17 日の三坂道路の開通以後、松山市との往来の利便が飛躍的に向上しています。また、令和 2 年 1 月 25 日には大規模岩盤崩落危険箇所を回避する橋中津トンネルが開通しました。

本町において、生活基幹道路としての維持・整備の促進は重要であり、災害時のライフライン確保のためにも、道路の利便性や信頼性の向上が強く望まれています。

第 2 節 対象とする自然災害

1 風水害

本町は、その多くを山地が占め脆弱な地質構造であることから、台風等の豪雨による土砂災害にたびたび見舞われています。本町の土砂災害警戒区域指定箇所数は 570 か所(令和 2 年 2 月 12 日現在)、指定予定箇所は 62 か所(令和 2 年 3 月 27 日現在)で、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの危険箇所を多く抱えています。なお、三波川帯は御荷鉾緑色岩類の地層である美川村沢渡では約 100ha の大規模な地すべりが発生しました。また、仁淀川及び支流は蛇行が著しく、流下能力が過小であるため、梅雨前線や台風の季節には、豪雨により流量が急増し、護岸等の被害や浸水被害が発生しています。

2 地震

本町では、南海トラフ沿いの 100 年～150 年周期で繰り返すプレート境界地震の発生が切迫しています。白鳳(天武)地震(684 年)から、M8 クラスの大地震が少なくとも 9 回起きており、近年では既往最大の宝永地震(1707 年)、安政東海・南海地震(1854 年)、昭和東南海(1944 年)・南海地震(1946 年)が発生し、昭和東南海・南海地震から既に 70 年以上が経過しています。直近の昭和南海地震(M8.0)では、県内で死者 26 人、負傷者 32 人、住

家全壊 155 棟等の被害が発生しています。

また、安芸灘～伊予灘～豊後水道においては、フィリピン海プレート内部（深さ 40～60km）で発生する地震として、1649 年以降に M6.7～M7.4 の地震が 6 回発生しており、近年の代表的な地震は 1905 年の芸予地震（M7.2）、2001 年の芸予地震（M6.7）では久万町で震度 5 強、美川村で震度 5 弱となり、公共施設を含め家屋の屋根・壁等の破損被害が発生しています。

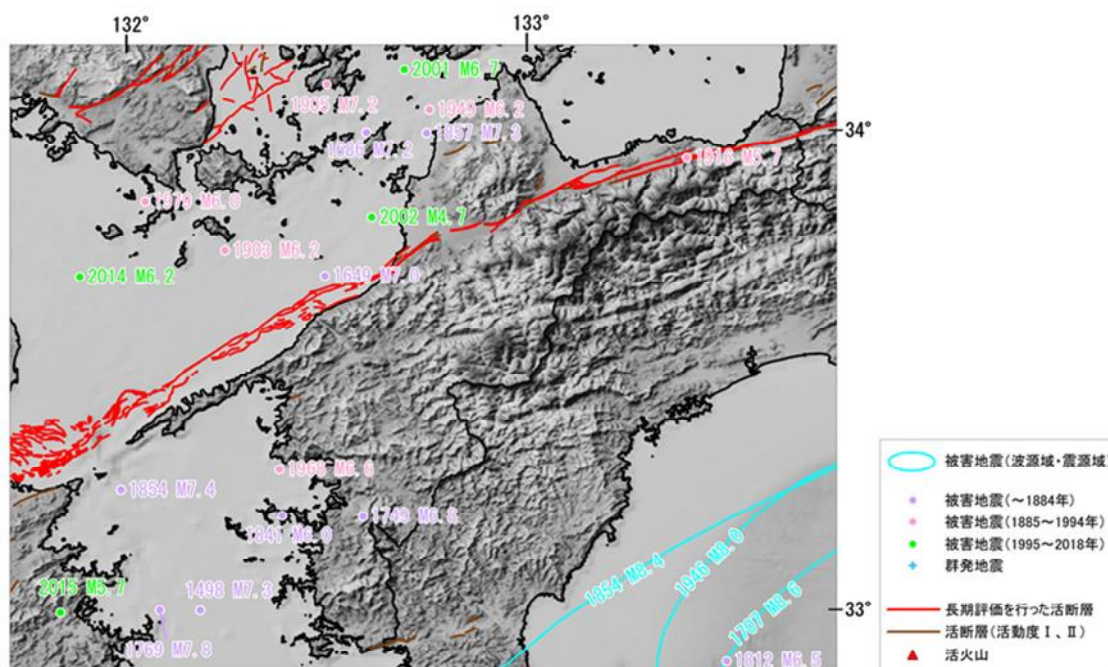
なお、中央構造線断層帯の過去の活動については、四国東端の鳴門市付近から愛媛県伊予市を経て伊予灘の佐田岬北西沖付近に至る範囲では、16 世紀に最新活動があったと推定されています。

地震調査研究推進本部による、地震発生確率等の評価は以下の通りです。

地震		マグネチュード	地震発生確率 (30 年以内)
南海トラフ	南海トラフで発生する地震	8～9 クラス	70%～80%
プレート内地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	6.7～7.4	40%程度
中央構造線断層帯	讃岐山脈南縁東部区間	7.7 程度	1%以下
	讃岐山脈南縁西部区間	8.0 程度 (以上)	ほぼ 0～0.4%
	石鎚山脈北縁区間	7.3 程度	0.01%以下
	石鎚山脈北縁西部区間	7.5 程度	ほぼ 0～12%
	伊予灘区間	8.0 程度 (以上)	ほぼ 0%

(算定基準日：2020 年 1 月 1 日)

【愛媛県とその周辺の主な被害地震】 出典：地震調査研究推進本部



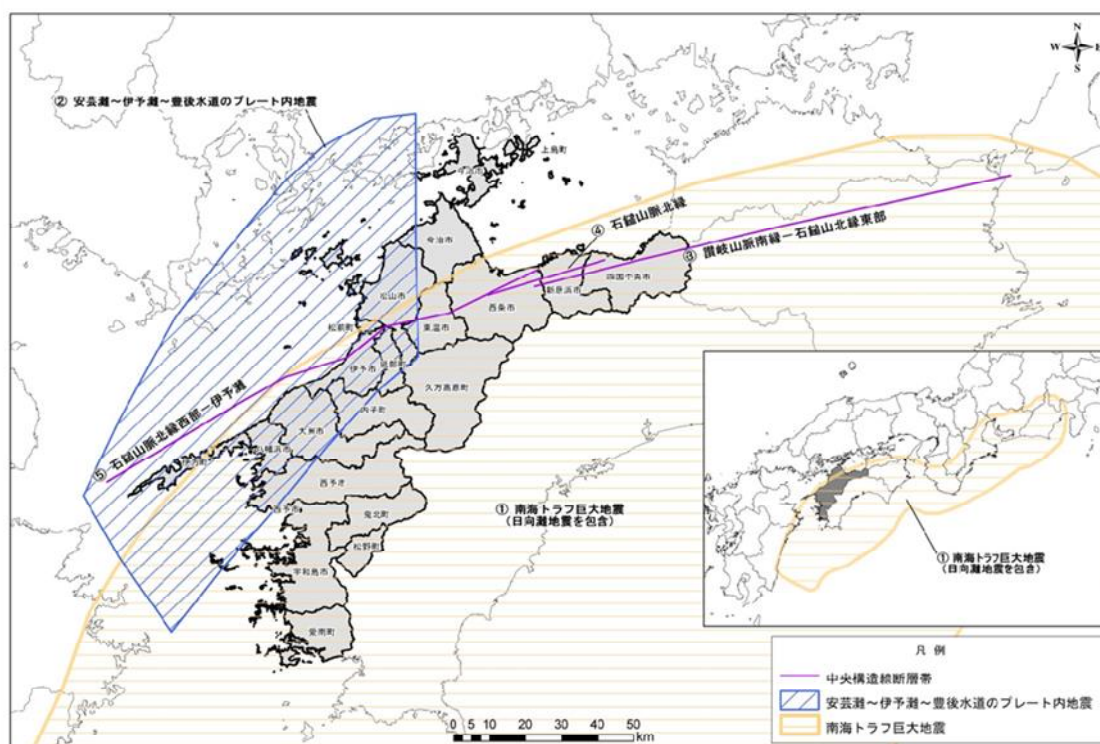
出典：地震調査研究推進本部（算定基準日：2020 年 1 月 1 日）

地震想定結果

国は、東日本大震災の教訓から、南海トラフにおける東海、東南海、南海地震の震源モデルを見直し、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす「南海トラフ巨大地震」の被害想定を公表しています。愛媛県においては、この「南海トラフ巨大地震」の強震断層域にほぼ全域が含まれているほか、愛媛県を横断する中央構造線断層帯の地震や安芸灘～伊予灘～豊後水道で発生するプレート内地震の芸予地震等にも留意する必要があることから、「愛媛県地震被害想定調査」として震度分布、津波浸水想定や人的・物的被害等を公表しています。

〈各想定地震における本町の最大震度〉

南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁～石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部～伊予灘の地震
想定地震①	想定地震②	想定地震②'	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
6強	5強	5弱	5強	5強	6弱



被害想定【南海トラフ巨大地震（陸側ケース）の被害想定】

本町において、最大の被害が想定される南海トラフ巨大地震（陸側のケース）の被害想定は次の通りです。

〈南海トラフ巨大地震陸側のケース〉

ア 建物被害

全壊棟数					半壊棟数			
揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	地震火災 (焼失棟 数) (棟)	合計 (棟)	揺れ (棟)	液状化 (棟)	土砂災害 (棟)	合計 (棟)
1,007	26	39	10	1,082	3,671	48	92	3,811
屋外転倒・ 落下物の発生								
ブロック 塀・自動 販売機等 の転倒 (件)	屋外落下 物 (件)							
486	746							

※冬 18 時強風のケース。

イ 人的被害

死者数					
建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災害 (人)	火災 (人)	ブロック 塀倒壊等 (人)	合計 (人)
負傷者数					
建物倒壊 (人)	うち屋内 収容物等 (人)	土砂災 害 (人)	火災 (人)	ブロッ ク塀倒 壊等 (人)	合計 (人)
自力脱出困難者・ 要救助者 揺れに伴う自力脱 出困難者 (人)					
83					

※冬深夜強風のケース。

ウ ライフライン被害

上水道（簡易水道）								
給水人口 (人)	発災直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
7,563	6,618	87.5	6,474	85.6	5,385	71.2	1,399	18.5
下水道								
給水人口 (人)	発災直後		1 日後		1 週間後		1 ヶ月後	
	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
5,365	4,955	92.4	4,179	77.9	1,508	28.1	32	0.6

電力								
電灯軒数 (軒)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
6,258	6,252	99.9	5,451	87.1	4,174	66.7	382	6.1
通信 (固定電話)								
回線数 (回線)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)	不通回線 数 (回線 数)	不通回線 率 (%)
10,500	10,450	99.9	9,624	92.0	2,908	27.8	1,752	16.8
LPガス								
消費者戸 数 (戸)	容器転倒 戸数 (戸)	容器転倒 率 (%)	ガス漏洩 戸数 (戸)	ガス漏洩 率 (%)				
4,436	123	2.8	86	1.9				

※冬 18 時強風のケース (以下、同様)。

エ 生活支障

避難者						帰宅困難者	
避難者計 (1日後)		避難者計 (1週間後)		避難者計 (1ヶ月後)		帰宅困難者 (人)	居住ゾーンの外への 外出者 (人)
(人)	避難所 (人)	(人)	避難所 (人)	(人)	避難所 (人)		
1,401	841	2,652	1,326	2,571	771	829	518
物資不足量							
(1~3日合計)		(4~7日合計)		毛布 (枚)			
食糧 (食)	飲料水 (リットル)	食糧 (食)	飲料水 (リットル)				
5,669	0	16,180	0	1,557			
医療機能支障							
入院				外来			
需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)	需要量 (人)	供給量 (人)	不足量 (人)		
120	15	105	684	53	631		
仮設住宅 必要世帯数	仮設トイレ不足量						
	1日後 (基)	1週間後 (基)	1ヶ月後 (基)				
132	3	4	3				

オ その他被害

災害廃棄物 (万トン)	要配慮者・避難 行動要支援者 (人)	文化財の被害			孤立集落 農業集落 (集落)	農業被害 液状化 被害面積 (m ²)
		揺れ (施設)	火災 (施設)	合計 (施設)		
8	265	1	0	1	27	197,368
ため池被害						
危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C		
危険箇所 数 (箇所)	保全世帯 数 (世帯)	危険箇所 数 (箇所)	保全世帯 数 (世帯)	危険箇所 数 (箇所)	保全世帯 数 (世帯)	
1	29	4	99	12	72	

3. 想定するリスク

本計画で対象とする「想定するリスク」は過去に発生した大災害をはじめ、今後、高い確率で発生が懸念され、特に甚大な被害が発生する可能性のある次の2つの災害を対象とします。

想定するリスク	理 由
地 震	○本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、最大で震度6強が想定されています。 ○今後30年以内に南海トラフでM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%（令和2年1月1日現在）となっており、地震発生の危険性は年々高まっています。
風水害 (土砂災害)	○本町は台風等の豪雨による浸水、土砂災害による災害の経験があります。 ○近年、地球温暖化等の影響を受け、台風が大型化しているほか、県内各地で集中豪雨による被害も激化しています。

第3章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

本計画では、4つの基本目標を達成するため、8つの「事前に備えるべき目標」と20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1)	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立地域の発生
		(3)	自衛隊、警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		(4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
		(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺
		(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動を機能不全に陥らせない	(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下
		(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生
		(2)	有害物質の拡散・流出
		(3)	農地、森林等の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1)	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ
		(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、5つの「個別施策分野」、3つの「横断的施策分野」を設定し評価を行います。

個別施策分野（5項目）	横断的施策分野（3項目）
① 行政機能、消防等、防災教育	① リスクコミュニケーション
② 住宅、国土保全、土地利用	② 老朽化対策
③ ライフライン、交通、エネルギー	③ 地域づくり
④ 産業、環境	
⑤ 保健医療・福祉	

■ 推進方針（取り組み）の項目一覧

地域強靱化を行うために必要な推進方針を、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の項目（54項目）に整理します。

1. 直接死を最大限防ぐ

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生	①住宅・建築物等の耐震化 ②空き家対策 ③電柱、ブロック塀等に対する対策 ④南海トラフ地震臨時情報への対応
(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生	①河川堤防等治水施設の整備、管理 ②ハザードマップの作成、情報提供等の実施 ③土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進 ④農林業保全施設等の整備

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①応急給水・燃料供給体制の整備、非常用備蓄の促進 ②救援物資受入体制の整備 ③緊急輸送道路などの災害対応力の強化
(2)	長期にわたる孤立地域の発生	①孤立集落対策の実施
(3)	自衛隊、警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足	①消防署等の災害対策用資機材や情報通信基盤の充実 ②災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備
(4)	大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱	①帰宅困難者等への対策 ②観光客の帰宅困難対策
(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺	①医療機関の稼働対策や重症者の広域搬送 ②保健衛生活動や福祉支援体制の強化
(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生	①避難所の運営体制の充実 ②感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備 ③広域火葬体制の構築

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下	①事業継続計画（BCP）の推進 ②災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化 ③通信・情報システムの充実

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	①防災拠点施設等における停電対策 ②通信事業者との連携強化
(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ	①災害関連情報の伝達手段の多様化 ②防災・減災意識の向上等 ③適切な避難行動の呼びかけ ④災害時要支援者対策

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下	①事業者の事業継続計画（BCP）策定支援 ②事業活動の再開に向けた支援体制の整備
(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下	①食料等の供給体制の確保 ②物流機能等の維持・早期再開

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止	①ライフラインの防災対策の推進 ②エネルギー供給の多様化 ③水資源の確保や節水型社会づくりの推進 ④下水道等の防災対策の推進 ⑤緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルートの確保

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生	①住宅密集地での延焼防止対策 ②建物倒壊等による交通麻痺対策 ③ため池等の防災対策
(2)	有害物質の拡散・流出	①有害物質の拡散・流出対策 ②原子力防災対策の充実強化
(3)	農地、森林等の荒廃	①農地や農業用施設等の適切な保全管理 ②森林が有する多面的機能の維持

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態		推進方針（取り組み）の項目
(1)	災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	①災害廃棄物処理体制の充実 ②廃棄物処理関係団体等との連携
(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ	①復旧・復興を担う人材等の確保 ②地域コミュニティの活性化 ③文化財の防災対策
(3)	生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ	①生活支援体制の整備 ②復興方針の策定体制の整備 ③風評被害の防止

第4章 脆弱性評価及び推進方策

1. 直接死を最大限防ぐ

1-（1）地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

① 住宅・建築物等の耐震化等(建設課、各課)

【脆弱性の評価】

- 本町の住宅の耐震化率は41.5%（平成29年3月末）と著しく低い状況で、その中でも特に木造住宅の耐震化が課題となっており、木造住宅耐震診断事業や木造住宅耐震改修事業、同（派遣方式）の推進が必要です。また、家具の固定や窓ガラスの飛散防止など、建物全体の安全対策を進める必要があります。
- 避難所や防災拠点となる公共施設の耐震化は進んでいるものの、一部施設は耐震化が進んでおらず、耐震化を進める必要があります。
- 地震に伴うがけ崩れ等による住宅・建築物の被害を防止するため、安全な場所への移転や土砂災害対策、また、造成された宅地の崩壊防止対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」を活用し、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修事業の推進、木造住宅耐震診断技術者派遣制度、段階的耐震改修、耐震シェルター設置補助を促進し、住宅・建築物の耐震化を推進します。また、久万高原町防災士会と連携して家具等の転倒防止事業の推進や窓ガラスの飛散防止など、住まいの地震対策についての情報提供を推進します。
- 県リフォーム融資紹介事業及びリフォーム相談・情報提供サービスの周知に努めるとともに、リフォーム融資や税制優遇等の情報提供を推進します。
- 地元産材を使用する木造住宅支援事業の促進により、耐震性が高い住宅の普及を推進します。
- 「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」、「公営住宅等整備事業」や「公営住宅等ストック総合改善事業」等を活用し、学校等避難所や社会福祉施設、医療施設、公営住宅などの多数の人が利用する施設、防災拠点となる公共性の高い施設は優先的に耐震診断を実施し、各施設長寿命化計画に基づく対策と併せ、耐震対策を推進します。
- 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害軽減対策として「住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業（国庫補助事業）」の周知・啓発を行い、移転等を促進するとともに、「急傾斜地崩壊対策事業（県事業主体・国庫事業）」及び「愛媛県がけ崩れ防災対策事業（町事業主体・県費補助事業）」の推進を図り土砂災害対策の充実・強化を促進します。

② 空き家対策

【脆弱性の評価】

- 本町の空き家は1,689戸（平成29年度）、そのうち損傷が激しく倒壊の恐れのある不良空家が345戸程度あります。老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時に、倒壊して避難路の閉塞や火災延焼の原因となるおそれがあるため、空家等対策計画により空き家の除去等対策を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 危険な状態の特定空家は、「空き家再生等推進事業（国庫補助事業）」を活用し、老朽危険空き家除却事業により除去を促進するとともに、空家バンクの取組みによる利活用を推進します。また、空き家の活用と移住を促進するためリフォーム支援（移住者住宅改修事業）を促進します。

③ 電柱・ブロック塀等に対する対策（建設課）

【脆弱性の評価】

- 大規模地震時に倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化やブロック塀等の耐震化を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模地震時に倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性がある電柱の無電柱化に取り組むとともに、「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」を活用し、ブロック塀等の耐震化を促進し、安全対策を進めます。

④ 南海トラフ地震臨時情報への対応（総務課）

【脆弱性の評価】

- 県では、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」の対応方針を策定（令和元年10月）しており、本町においても指針を策定し、町民に周知して事前対応の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に伴う対応方針を策定周知し、事前防災を促すとともに、新たな知見等により、方針を更新し、最新の状態に維持します。

【KPIの設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
住宅の耐震化率	約41%（平成29年3月末）	45%
多数の者が利用する建築物の耐震化率	約85%（平成29年3月末）	90%
庁舎等町有施設の耐震化率	80.0%	80.0%
幼稚園の耐震化率	100%（令和2年3月末）	100%
学校施設の耐震化率	100%（令和2年3月末）	100%
病院・社会福祉施設等の耐震化率	77.8%	87.5%

KPI	現状 令和2年度		目標 令和7年度
避難所（学校施設を除く）の耐震化率	75.0%		77.3%
木造住宅耐震診断件数	派遣制度	10戸 ※予算ベース	10戸/年
	補助制度	5戸 ※予算ベース	5戸/年
木造住宅耐震改修件数	設計	2戸 ※予算ベース	2戸/年
	工事・監理	2戸 ※予算ベース	2戸/年
段階的耐震改修	設計	1戸 ※予算ベース	1戸/年
	工事	1戸 ※予算ベース	1戸/年
民間木造耐震シェルター設置件数	1戸 ※予算ベース		1戸/年
特定空き家除去件数	5戸 ※予算ベース		5戸/年
ブロック塀等の除去件数	1戸（令和2年度予算）		1戸/年
南海トラフ地震臨時情報の対応方針の策定	未策定		令和2年度策定

1－（2）風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生

① 河川堤防等治水施設の整備、管理（建設課）

【脆弱性の評価】

- 本町の一級河川は、仁淀川水系の46河川で、この他に準用河川が43河川あります。流路が狭く急流であるため、豪雨の際には流量が短時間に急増し、護岸の決壊、溪岸浸食、支流部の背水による内水被害など被害が発生しています。
- 仁淀川水系では、一定計画に基づく河川改修事業は実施していませんが、被害が発生した場合は早期復旧に努めています。今後とも水害に備え、河川堤防や水門・樋門等の治水施設の整備を推進する必要があります。
- 出水期や定期的に水門や樋門、護岸等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を行っています。適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努めるなど、長寿命化対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 国や県等と連携して、大規模水害に備え、被害が想定される河川から優先して、河川堤防や水門・樋門、ダム等の治水施設、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を着実に推進します。
- 水門や樋門、ダム等の河川構造物について、愛媛県河川堤防等点検マニュアルに基づき定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、面河川圏域総合流域防災事業として長寿命化計画策定し対策を計画的に進めます。
- 施設等の整備に当たっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や社会状況の変化に対応しつつ「減災」を基本として、自然環境に配慮した多様な整備手法の導入等に取り組みます。

② ハザードマップの作成、情報提供等の実施（総務課）

【脆弱性の評価】

- 久万川洪水浸水想定区域が指定（令和2年6月5日）されており、区域内に居住している住民等に対して周知し、事前避難等を検討する必要があります。
- 土砂災害警戒区域を記載した防災マップを平成29年度に全戸へ配布していますが、新たに指定された区域を含む周知が必要です。また、公民館等の危険箇所を明記した屋外看板も整備・更新する必要があります。
- 土砂災害警戒情報の緊急速報メールによる配信及び土砂災害危険度情報の愛媛県防災メールによる配信が開始（令和2年5月26日）されましたが、適切な避難行動につなげるため学習、訓練等により地域防災力を向上させる必要があります。
- 町では、災害情報などを防災行政無線、町公式アプリ『ゆりナビ』、メール及びLINEで配信していますが、登録の促進を図るとともに、近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、迅速かつ確実に防災情報を提供する必要があります。
- ダムについては国、関係機関による出水期に事前放流を行い下流域の被害の軽減を目指す

す体制づくりが図られており、情報の入手など対応が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 久万川洪水浸水想定区域の指定に伴う洪水ハザードマップ、土砂災害警戒区域を反映した防災マップの更新、ため池ハザードマップを作成し、周知を行います。また、公民館等への災害危険箇所を明記した屋外看板を整備・更新します。
- 土砂災害警戒情報発表の際の周知方法（緊急速報メール、町防災行政無線、『ゆりナビ』、メール、LINE）を説明し、適切な避難行動につなげる多様な情報伝達手段を整備します。
- 近年の災害特性や避難状況、避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月公表）を踏まえ、避難のタイミング等の検討、安全な避難体制の確立を進めます。
- 浸水害や土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定・更新を促すとともに避難行動要支援者名簿及び個別計画（避難計画）を更新します。
- 建築物等の新築、建替え等に際し、土砂災害危険区域及び洪水浸水想定区域等について、ハザードマップ等を確認し被害の未然防止を促進します。また、都市計画区域では洪水による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討します。

③ 土砂災害防止施設の整備や土砂災害警戒区域等の指定の推進(建設課)

【脆弱性の評価】

- 台風などにより、土石流やがけ崩れ、地すべりによる被害が発生しており、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、通常砂防事業、砂防えん堤の整備等を実施していますが、引き続き土石流対策、地すべり防止対策、急傾斜地崩壊防止対策を進める必要があります。また、砂防関係施設について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進する必要があります。
- 町内の小中学校では、愛媛県砂防ボランティア協会主催の「砂防学習会」や愛媛県中予地方局の「砂防現場見学会」に参加していますが、町民全体の土砂災害に関する教育や意識啓発を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備や土砂災害発生のおそれがある箇所の区域指定を促進します。また、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、施設の老朽化対策を計画的に推進します。
- 想定規模以上の土砂災害（深層崩壊、土砂ダム等）の発生については、国、県や関係機関と連携し、対策等について検討します。
- 砂防学習会等の開催や「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進め、土砂災害等に関する教育や意識啓発を図ります。

④ 農林業保全施設等の整備(建設課、農業戦略課、林業戦略課)

【脆弱性の評価】

- 耕作放棄地が増大し、棚田の崩壊や荒廃による治水・砂防機能の低下など多くの問題があり、小規模の農地は、県単独土地改良事業などにより、農地の保全管理事業を促進する必要があります。
- ため池や農業用ダム等農業用施設の耐震対策や洪水対策等を推進する必要があります。
- 農地地すべり防止区域内や林野地すべり防止区域内において、農地や農業用施設、公共施設等の土砂災害を防止するため、対策工事を着実に進める必要があります。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 地域の実情に即した頭首工・用排水路などの用排水施設、ほ場整備、農村環境整備、県単独土地改良事業など、農地保全整備の事業を推進します。
- 農用地又は農業用施設の災害発生防止などのため、必要なため池の改修及び地すべり危険箇所への対策を促進します。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備など山地災害防止対策を着実に進めます。また、久万高原町林業振興基本計画及び久万高原町森林整備計画などにより、鳥獣害対策を徹底した上で、自然と共生した多様な森林づくりや森林が有する多面的機能を維持するため、森林保全活動や森林環境教育を推進します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
浸水想定区域を示した洪水ハザードマップ作成	未作成	令和2年度作成
土砂災害警戒区域等を示した防災マップの作成	作成済 ※追加の警戒区域は未反映	令和2年度更新
土砂災害警戒区域等を示した周知看板の設置	役場本庁及び支所、各避難施設 50基設置済	68基 (令和4年度末)
防災情報伝達システムを活用した多様な伝達手段の確立	構築中	令和2年度完成
防災研修・防災学習の開催	隔年開催	毎年開催
土砂災害防止施設の整備	人家裏がけ崩れ防災対策工事 2戸/年	人家裏がけ崩れ防災対策工事 2戸/年

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
土砂災害パトロールの実施	年1回	年1回
タイムライン(防災行動計画)の策定	未作成	令和3年度

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-（1）食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

① 応急給水・燃料供給体制の整備、非常用備蓄の促進（総務課、環境整備課）

【脆弱性の評価】

- 本町の水道供給施設は、給水戸数 3,911 戸、普及率 89.5%となっています（令和元年度末現在）。簡易水道事業統合計画を策定し、重要度に応じた施設改良・統合を進めていますが、大規模災害による断水を防ぐため、水道施設の耐震化や老朽化対策、応急給水体制や応急復旧体制の構築に努める必要があります。
- 本町では災害時備蓄計画（平成 30 年 12 月）を策定し、食料品や飲料水の備蓄を行っています。不足が予想される約 6 千食は、家庭・自主防災組織での食料備蓄（30%）、災害時の応援協定締結事業者からの提供（流通備蓄 10%）、道の駅「天空の郷さんさん」に併設している防災センターや各支所を拠点とした町による備蓄（行政備蓄 60%）としており、引き続き、家庭や自主防災組織の備蓄率の向上、事業者との協定締結を進める必要があります。
- 大規模停電時に備えた防災拠点施設の自家発電装置の整備やガソリン・LP ガスなど燃料供給体制の整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時にも対応できる水道供給体制として、水道施設の適正な維持・管理、老朽施設の改良・統合や水道施設の耐震化をはじめ、給水タンクや応急復旧用資機材の整備、復旧応援体制の強化などを進めます。また、地下水や山水など多様な水源利用の検討を進めます。
- 災害時備蓄計画に基づき、各家庭・各自主防災組織での食料備蓄（7 日間程度（うち 3 日分は非常持出用）、事業者との応援協定締結による流通備蓄、町による行政備蓄を促進します。
- 大規模停電時に備え庁舎の自家発電装置の点検・整備、その他の防災拠点施設の発電機の設置やガソリン・LP ガスなど燃料確保のため、燃料供給業者との協定締結など燃料供給体制の整備を図ります。

② 救援物資受入体制の整備（総務課）

【脆弱性の評価】

- 町内のみでは必要量の物資が確保できない場合に備え、県等の緊急援護物資の供給が得られるよう、供給要請方法を把握しておくとともに、近隣市町への応援要請方法も把握しておく必要があります。

- 災害時における食料や飲料水などの支援物資の提供や輸送に関し、民間企業や各種団体等との応援協定の締結を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業等については、定期的に情報交換等を行うなど、連携体制の維持・強化を図る必要があります。
- 支援物資のプッシュ方式の輸送に対応し、指定避難所への物資輸送について、物流業者との協定締結など物流運営体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 町外から支援物資を受け入れる防災拠点（物資拠点）の整備に努めるとともに、物資の受入手順や体制等を定めた久万高原町受援計画を策定します。
- 災害種別、被害規模、発災季節等の異なる様々な災害に対応できるよう、既存の防災拠点（物資拠点）を補完する候補施設を選定し、受入体制の拡充を図ります。
- 道の駅「天空の郷さんさん」は緊急物資備蓄の拠点、災害救助隊や支援物資等輸送の活動拠点として自家発電設備なども整備されており、有効な活用を図ります。

③ 緊急輸送道路などの災害対応力の強化(建設課)

【脆弱性の評価】

- 物資の供給や救援・救護を迅速かつ確実にするための緊急輸送道路などの基幹道路等については、国道 33 号橋防災、国道 494 号面河拡幅、仕七川拡幅、一般県道美川松山線菅生（現道拡幅（法面等防災））等の整備を進めてきましたが、補完する町道整備等も含め引き続き防災対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 高知松山自動車道「美川道路」の調査区間・整備区間指定について、関係機関に働きかけます。
- 国道 33 号の防災対策や、国道 440 号「小村工区」などの未改良区間の整備による強靱化を促進します。
- 主要地方道野村柳谷線、小田柳谷線をはじめ、一般県道猪伏西谷線など各県道の整備を促進し法面等防災対策や孤立解消を図ります。
- 町道については、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業等を活用し維持管理に努めるとともに、狭隘道路の拡幅や線形改良、交差点の改良、舗装などの整備を促進します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和 2 年度	目標 令和 7 年度
水道施設の耐震化率	—	耐震化率の把握
飲料水・食料（町民 3 日分）の備蓄率	—	100%
燃料供給業者との協定締結数	0 件	町内全件
災害時応援協定締結数	3 件	5 件
物流業者との協定締結数	1 件（町内：0 件）	町内：100%
受援計画の策定	未策定	令和 2 年度作成

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
橋梁長寿命化計画の策定	町道橋梁長寿命化計画 策定済み	令和6年度に同計画を更新 (全257箇所)
トンネル(町道)長寿命化計画の策定	未策定	令和3年度策定 (全5箇所)

2-(2) 長期にわたる孤立地域の発生

① 孤立集落対策の実施(総務課、建設課)

【脆弱性の評価】

- 町内には、263集落があり、大規模地震の発生、暴風雨、土砂災害、大雪などで幹線道路や集落への道路が閉塞し孤立する集落が発生する可能性があります。
- 農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路の早期啓開体制を整備する必要があります。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など外部との通信手段を確保するとともに、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進める必要があります。
- 地域の住民に対して、平素から必要量の食料、飲料水の備蓄の推進、携帯ラジオ等の備えなどの周知を図るとともに、孤立状況が長期化した場合、集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する必要があります。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行う消防防災ヘリコプターの活用、ヘリコプター離着陸場の整備を促進する必要があります。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や住民が参加する訓練を実施する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 農道や林道等も含めた代替ルートの確保や集落から指定避難所への避難路等について、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金事業等を活用し整備を進めます。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、「愛媛県道路啓開計画」を踏まえつつ、道路の早期啓開体制を整備します。また、町内の建設資機材の状況等を把握し、有事の際の円滑な実施に向けた体制の検討を行います。
- 大規模災害による孤立に備え、衛星携帯電話など通信手段、地理空間情報の整備をはじめ、長期にわたる孤立対策として、避難所等に必要な資機材・食料等の分散備蓄を進めます。
- 必要量の食料、飲料水の備蓄、井戸水や山水の活用、携帯ラジオ等の備えなどの周知を図るとともに、孤立状況が長期化した場合の集団避難の実施について、県等関係機関と検討します。

- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、消防防災ヘリコプターの活用を図るとともに、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保、ヘリサインの整備を促進します。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援など必要な取組みを進めるとともに、関係機関や住民が参加する訓練を実施します。
- 大雪に伴う孤立地区の発生、なだれの危険個所等の把握に努めるとともに、除雪用機械の配置、資機材の備蓄など除雪活動における所要の体制の確立を図ります。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和 2 年度	目標 令和 7 年度
避難路整備率（町道）	49.4%	
衛星携帯電話整備台数	8 台	8 台
防災ヘリ等離着陸場所数	30 箇所	30 箇所
除雪活動における所要の体制の確立	—	体制整備

2 - (3) 自衛隊、警察、消防の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足

① 消防署等の災害対策用資機材や情報通信基盤の充実（総務課、消防本部）

【脆弱性の評価】

- 消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図るとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要があります。
- 隣接する消防本部や広域消防相互応援協定等を踏まえた広域協力体制の一層の促進、愛媛県消防団広域相互応援協定を踏まえた消防団合同訓練を実施することが必要です。
- 消防本部・署新庁舎は平成 28 年 6 月に運用を開始していますが、体制強化等を図るほか、災害対策用の資機材や情報通信基盤の充実を図る必要があります。
- 消防団については、旧町村単位で 4 方面隊 12 分団が設置され団員は条例定数 717 名、実員 621 名（令和 2 年 4 月 1 日現在）の編成です。地域によっては団員確保が困難な状況が続いていることから、加入の働き掛けの強化、装備資機材の充実を図る必要があります。また、幼年・少年消防クラブ員や女性防火クラブの育成を図る必要があります。
- 大規模災害時の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、自主防災組織（組織率 100%）の活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士（令和 2 年 4 月末日現在 260 名）の一層の養成など地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 消防など災害対応機関の装備資機材の充実を図ります。また、救出・救助の中心となる自衛隊・警察・消防等の関係機関について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種合同訓練により災害対応能力を向上させます。

- 広域消防相互応援協定等を踏まえた広域協力体制の一層の促進、愛媛県消防団広域相互応援協定を踏まえた消防団合同訓練を実施します。
- 大規模な災害に対応できるよう消防車両・資器材等を計画的に更新し、災害対応力の充実に努めます。
- 消防団への加入の働き掛けの強化、装備資機材の充実に努めるとともに、幼年・少年消防クラブ員や女性防火クラブの育成を図ります。
- 自主防災組織の活性化に努めるとともに、防災士の一層の養成など地域防災リーダーの育成に積極的に取り組みます。
- 町及び消防等と住民、消防団、自主防災組織等との連絡手段を多重化し、非常時の情報通信を確保します。
- 大規模災害時における緊急通報受信を適切に処理するために、中予圏域消防で消防指令の共同運用化について検討を進めます。併せて消防・救急デジタル無線、緊急電話受信システムの更新・整備計画を進めます。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和 2 年度	目標 令和 7 年度
条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合	充足率 86%	充足率 90%
消防団協力事業所数	1	3
消防団員への消火資機材（小型ポンプ等）の配備率	100%	100%
防災行政無線（移動系）の整備	旧町村単位で整備	町内全域整備
町内の幼年・少年消防クラブ員の組織率	幼年消防 8/10 80% 少年消防 10/11 90.9%	100%
町内の女性防火クラブの組織率	6 クラブ 2 地区/2 地区	全旧地区町村
防災士登録者数	260 名	300 名 ※自主防災組織に最低 1 名
久万高原町防災士会加入者数	60 名	150 名
消防通信指令の広域化	単独運用	—
消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	消防ポンプ自動車 100% 救急自動車 100% 救助工作車 100%	消防ポンプ自動車 100% 救急自動車 100% 救助工作車 100%
消防車両整備計画に基づく整備率	100%	100%

② 災害救助機関の受入拠点の確保と受入体制の整備（総務課、ふるさと創生課）

【脆弱性の評価】

- 自衛隊及び広域緊急援助隊等の活動拠点や水、電力、燃料、トイレ等、受援に必要な物資や施設として道の駅「天空の郷さんさん」内に久万高原町防災センターを整備しています。また、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」では、消防庁の「進出拠点」として役場柳谷支所が候補地となっています。

全国から派遣される自衛隊、警察、消防、海保等の救助機関等を受け入れる際の拠点として「広域防災拠点（進出・活動拠点）」の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」について、国や県、関係機関等と連携した訓練等の実施するほか、上記要領と連携した受援計画を策定する必要があります。また、防災訓練、各種行事等あらゆる機会を捉えた、平時から良好な関係を構築する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」等を踏まえ、「広域防災拠点（進出・活動拠点）」の整備に努めるとともに、これら機関の受入手順や体制等を定めた「愛媛県広域防災活動要領」と連携した受援計画を策定します。また、防災訓練、各種行事等あらゆる機会を捉えた、平時から良好な関係を構築します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和 2 年度	目標 令和 7 年度
町総合防災訓練	年 1 回	年 1 回

2 - (4) 大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱

① 帰宅困難者等への対策（総務課、建設課、ふるさと創生課）

【脆弱性の評価】

- 事業所等においては、被災して従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄を促す必要があります。
- 滞在场所となる公共施設、民間施設における受入スペース、備蓄倉庫など帰宅困難者の受入れに必要な滞在场所を確保していく必要があります。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、道の駅やコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等と締結した県の応援協定に基づき、各店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備する必要があります。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 事業所等に対し、従業員等が帰宅困難になる場合を想定し、3日間程度はその場に留まれるよう、水、食糧、トイレ、毛布などの備蓄を促します。
- 滞在场所となる公共施設、民間施設における受入スペース、備蓄倉庫など、帰宅困難者の受入れに必要な滞在场所を確保していきます。
- 道の駅をはじめ、県の応援協定に基づき、協定店舗を「災害時帰宅支援ステーション」として活用する体制を整備します。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路等の早期復旧のための計画や体制を整備します。

② 観光客の帰宅困難対策(総務課、ふるさと創生課)

【脆弱性の評価】

- 本町には、石鎚山、面河溪、四国カルスト、お遍路札所、美術館、博物館など数多くの観光地や施設があり、災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、観光協会、各施設、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進めます。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
町内事業所における飲料水・食料(町民3日分)の備蓄率	—	50%
災害時自宅支援ステーション数	—	体制整備
帰宅困難者の一時滞在施設に関する協定数	—	体制整備

2-(5) 医療・保健・福祉機能の麻痺

① 医療機関の稼働対策や重症者の広域搬送(町立病院、保健福祉課、消防本部)

【脆弱性の評価】

- 久万高原町立病院は、急性期から療養期、二次救急医療からリハビリテーション、在宅医療まで幅広く行っています。このため、拠点病院である町立病院が機能するための施設構造の強化が急務であるとともに、面河診療所、父二峰診療所を含め町立病院、町内医療機関の災害時のエネルギー供給や医薬品・医療資機材の供給・調達など稼働対策を強化していく必要があります。
- 災害拠点病院等への重症患者の広域搬送等を円滑に行う搬送手段の運用の検討、「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図り、災害派遣医療チームDMAT等の受け入れを円滑に行う必要があります。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害に備え、町立病院における医療機能の維持のための施設構造の強化、災害医療活動に必要な資機材の整備・備蓄、自家発電稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。
- 「愛媛県医療救護活動要領」に基づき、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開や災害派遣医療チームDMAT・災害派遣精神医療チームDPAT受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)、HIMEネット(地域医療情報ネットワーク

システム)等の運用体制を強化します。

- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、近隣の消防本部との連携・協力及びドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進めます。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築します。
- 要配慮者の生活に必要な専門品（ストーマ等）が災害時に提供・調達が困難になることから、平常時より災害に備えた備蓄を行う重要性を住民に周知・啓発します。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、平常時より、協力医療機関（上浮穴郡医師会ほか）や移送時の業務を委託する事業所等の関係機関との連携強化を図ることで、災害時における緊急的な交通手段の確保や必要な医療支援を整備するなど、人工透析患者送迎サービス事業等支援体制の強化を図ります。

② 保健衛生活動や福祉支援体制の強化（保健福祉課、町立病院）

【脆弱性の評価】

- 久万高原町は面積が広く、保健衛生活動範囲が広い為、平時から災害を想定した情報整理、迅速な地域診断ができるように体制を整備する必要があります。
- 大規模災害に備え、保健福祉施設等における、サービスの継続に必要な食料、資機材等の整備・備蓄、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化、早期のサービス再開に向けた取組事業継続体制の整備が必要です。
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「愛媛県災害時要配慮者支援チーム」や「ローカルDMAT」との協力体制強化、災害医療現場での画像による指揮系統のオンライン化など災害時の福祉支援体制の強化が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害に備え、迅速に被害状況の情報収集・分析が行え、関係部署や保健所・県・他市町に対し必要な援助（人的・物的）を要請できるように体制の強化を図ります。
- 「県災害時保健衛生活動マニュアル」を参考に「久万高原町災害時保健衛生活動マニュアル」の作成の検討や必要な資機材整備を進めます。
- 大規模災害に備え、介護保険施設、児童福祉施設等における利用者・入所者等の緊急保護をはじめ、サービスの継続に必要な食料、資機材等の整備・備蓄、自家発電稼働時間の延長等に努めるほか、水道、エネルギー等の応急供給体制の強化など稼働対策を進めます。
- 介護保険サービス、日常生活サービス、障がい者サービス、保育サービスなどの早期のサービス再開に向け事業継続体制の整備を支援します。
- 医療、看護、リハビリ、介護、福祉等の多職種の専門職から成る「愛媛県災害時要配慮者支援チーム」との協力体制・活用強化、災害時に不足する人材の確保に向けた上浮穴郡医師会との連携によるマッチング制度の運用等を通じて、災害時の医療福祉支援体制の強化を図ります。

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進めます。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和 2 年度	目標 令和 7 年度
医療施設の耐震化率	75%	75%
災害医療活動に必要な資機材等の備蓄	—	資機材等備蓄量の決定
ドクターヘリ離着陸場所数	30 箇所	30 箇所

2 - (6) 被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生

① 避難所の運営体制の充実（総務課、保健福祉課）

【脆弱性の評価】

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入について、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要があります。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における避難所での女性や高齢者など、多様な避難者の視点やニーズを取り入れ、国の「避難所運営ガイドライン」を参考に、学校や公民館などの管理者、自主防災組織と協力し、地域の実情に合ったマニュアルを整備することにより、被災者の生活の拠り所となる避難所の良好な環境整備と運営を図ります。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所が確保されるよう追加指定を検討するとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等の実施により実施体制の充実を図ります。

② 感染症の早期把握とまん延防止に向けた体制の整備（保健福祉課、町立病院）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時には、県と協力し衛生管理及び体調管理の徹底等の実施や感染症のサーベイランス体制を整備するなど、感染症の早期把握及びまん延防止に向けた体制整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害時の保健衛生活動の円滑で効果的な実施に向け、町立病院の感染制御の動線の確保等必要な構造の改善を行うとともに、拠点病院である町立病院とかかりつけ医であるクリニックとの感染防止対策における機能分化を進めていきます。また、「県災害時保健衛生活動マニュアル」及び「新型コロナウイルス感染拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」やG-M I S（新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム）等を活用し、必要な医療体制の確保と、避難所において、発災直後から、被災者

の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築します。

また、疫学の観点から愛媛大学との連携を強化し、町立病院と保健センターが協働で予防医療に対する意識啓発活動を推進します。さらにICTとマンパワーを活用した本町に適した健康管理体制を構築します。

- 避難所でのインフルエンザ等の流行に備え、施設の消毒、避難者の健康状態のチェック、手洗い、うがい、マスク着用の推奨などの体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進めます。

③ 広域火葬体制の構築（環境整備課・住民課）

【脆弱性の評価】

- 町内の火葬場設置状況は町営施設が1箇所（火葬炉は2基）のみのため、大規模災害発生時に想定される多くの遺体を速やかに火葬を行える体制整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進めます。

【KPIの設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
避難所単位の『避難所運営マニュアル』の策定	未策定	10箇所
福祉避難所数	10	10
避難所運営訓練回数	1箇所	10箇所
消毒薬剤等の備蓄率	50%	100%

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-（1）行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下

① 事業継続計画（BCP）の推進（総務課）

【脆弱性の評価】

- 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画を策定（平成30年3月）していますが、大規模災害の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要があります。
- 町立病院等重要機関に対して、事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時の早期稼働を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 町業務継続計画の実効性を高めるため、大規模災害の知見を、防災体制の強化、組織改定、関係事業者との連携強化などを踏まえ改定を行います。また愛媛県 ICT 分野の業務継続計画を踏まえ ICT 分野のBCPの導入を検討します。
- 県等と協力し町立病院や福祉施設等の事業継続計画（BCP）策定を促進します。

② 災害対策本部の機能強化、災害対応力の強化（総務課、各課）

【脆弱性の評価】

- 県地域防災計画の改定に合わせ、町地域防災計画を改定するとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなど各種マニュアルを作成、改定し、防災体制の整備に努めていますが、全国各地で発生している災害が激甚化しており、更に体制強化を図る必要があります。
- 庁舎等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設（消防本部庁舎等）の執務環境等を適宜充実していく必要があります。
- 庁舎等における通信基盤や非常用電源、自家発電設備や燃料等ライフラインの確保対策、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要があります。
- 大規模災害時に、国や県、県内各市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県災害情報システム及び県防災通信システム等の活用や充実を図るとともに、町基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等を進める必要があります。
- 職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行うとともに、大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化に取り組む必要があります。
- 職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 県地域防災計画の改定に合わせ、町地域防災計画を改定するとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルなど各種マニュアルを作成、改定し、防災体制を強化します。

- 「住宅・建築物安全ストック形成事業（国庫補助事業）」を活用し、大規模災害時に災害対策の拠点となる庁舎の耐震化を推進し、併せてや浸水対策を推進するとともに、非常用電源や通信機器等のライフラインの確保対策を進めます。また、必要な資機材の整備、職員用食料等の備蓄など執務環境の整備に努めるとともに、被災により本庁舎が使用できない場合に備え、代替施設の充実に取り組めます。
- 大規模災害時に、国や県、他市町、関係機関等と、迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、県災害情報システムを含む県防災通信システム等の活用を図るとともに、町基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等を進めます。
- 職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や総合防災訓練、国・県・市町災害対策本部合同運営訓練などの様々な訓練を継続して行うとともに、大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保など初動体制の強化に取り組めます。
- 職員（消防等も含む）が不足する場合を想定し、県、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進めます。

③ 通信・情報システムの充実(総務課、林業戦略課)

【脆弱性の評価】

- 災害関連情報を迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（J アラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール等伝達手段の多様化、普及を図るとともに、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要があります。また、県、報道機関等と連携し、確実に町民まで情報を伝達できる体制を構築する必要があります。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷、大規模停電等に備え、衛星携帯電話等による情報伝達体制の確保、「久万高原町無人航空機の運用に関する要綱」に基づく災害時のドローンの活用等を進める必要があります。
- 防災拠点となる町内各地の避難所や庁舎等において、災害時に必要な情報入手のための公衆無線 LAN 整備が重要ですが、現在、町中心部に限られているため、周辺地域への Wi-Fi スポットの整備を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 防災行政無線による伝達をはじめとして、Jアラート、Lアラート、緊急速報メール、ホームページ、「ゆりナビ」、LINE 等伝達手段の多様化を図ります。また、町内全域を網羅する L PWA ネットワークを活かし、水位情報や地すべり監視、救助要請等の防災情報収集に向けた取組を進めます。
- 公衆無線 LAN 通信の根幹となる光回線インターネットが現在町内の広い範囲で整備されており、これに合わせて「えひめ Free Wi-Fi プロジェクト」及び「久万高原町公衆無線 LAN 整備方針」に基づいた防災拠点の公衆無線 LAN 整備を促進します。
- 災害時に継続して各情報通信システムが使用できるよう、「愛媛県 ICT 分野の業務継

続計画」に基づき、被害を受けにくいシステム構成に改めるほか、初動における具体的手順を示したマニュアルを整備します。

- 大規模災害時に、国や市町、関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、県防災通信システムや災害情報システムを運用することにより、情報収集・共有の強化を図ります。
- 災害時情報共有システム、防災行政無線、インターネット、衛星携帯電話等による災害情報の早期取得、現地状況を把握するドローンの運用拡充、操縦者の育成に取り組みます。
- 愛媛森林管理署、松山河川国道事務所など関係機関との連携による被災状況調査、建設・運輸等の事業者との緊急連絡体制の整備を促進します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
BCPの策定・見直し	平成29年度策定	定期的な見直しを実施
町地域防災計画の見直し	平成29年度策定	定期的な見直しを実施
庁舎の非常用ライフラインの確保	現状把握	環境整備方針決定
職員用食料備蓄率（2日分）	67%	100%
災害対策本部運営訓練の実施	年1回	年1回
職員向け研修の実施	隔年1回	毎年1回以上
緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数	全国合同訓練 年1回 中国・四国ブロック合同訓練 年1回 県・市町合同訓練 年2回	全国合同訓練 年1回 中国・四国ブロック合同訓練 年1回 県・市町合同訓練 年2回
愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数	年1～2回	年1～2回
Wi-Fiスポット数	公共施設13、災害開放型13（愛媛県設置）	公共施設32
L PWA回線を活用した監視システムの構築	準用河川水位センサー2カ所	雨量センサー、地滑りセンサー数カ所

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-（1）防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

① 防災拠点施設等における停電対策（総務課、各課、事業者）

【脆弱性の評価】

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、燃料を確保する必要があります。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、町はもとより、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 電力の供給停止に備え、防災拠点施設において、防災通信システムや災害情報システムなど災害時における情報通信基盤の機能維持に必要な非常用電源を整備するとともに、事業者との連携により燃料を確保します。
- 災害時に迅速に救助や復旧活動等が行えるよう、町、関係機関や事業者も含め、情報通信施設（中継局等も含む）の耐震化や回線の多重化等の防災対策を進めます。

② 通信事業者との連携強化（総務課、事業者）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努める必要があります。
- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害に備え、平時から通信事業者と情報共有や手順の確認等を行うとともに、必要な訓練を実施するなど、連携強化に努めます。
- 住民の災害情報の入手手段として大きな役割を果たすテレビ・ラジオ放送等が災害時に中断・停止しないよう、放送事業者は、中継局等も含めた施設の耐震化や設備の多重化等の防災対策を推進します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
庁舎の非常用電源の確保	現状把握	環境整備方針決定
テレビ・ラジオ受信状況調査の実施	町内の難視聴地域について 隔年で調査し現状を把握	インターネットラジオ等の 新たな受信ツールも利用し た難視聴対策

4-（2）情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ

① 災害関連情報の伝達手段の多様化（総務課）

【脆弱性の評価】

- 町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）や「ゆりナビ」、LINE 等をはじめ、気象庁の緊急地震速報や特別警報、県の土砂災害警戒情報、町の災害・避難情報など回線混雑による影響を受けにくい緊急速報メールによるプッシュ型配信がありますが、受信方法などについて全ての住民に周知する必要があります。また、広報車、自主防災組織等を通じた戸別訪問などを行っていますが、情報伝達手段の多様化、確実性を高める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 町防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声器）や「ゆりナビ」、LINE、緊急速報メール等を利用した自主防災組織等の災害情報伝達訓練、防災学習会等での情報ツール利用の普及などを行います。
- 「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」に基づき、多言語化や視覚化、翻訳、障害のある人に便利なアプリや機器の導入など災害時要配慮者対応した災害情報の提供を進めます。

② 防災・減災意識の向上等（総務課）

【脆弱性の評価】

- 一人ひとりが自分の周りに災害時に潜む危険を把握するとともに、災害発生時には、自分の身を守ることができ、かつ、共助の力を発揮し災害に対応する気運を醸成する必要があります。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、町民一人ひとりが、生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、適切な避難行動をとることができるよう、防災・減災意識の高揚に努める必要があります。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の活性化に努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練など町民を対象とした実働的な訓練を推進します。
- ホームページや広報紙、学習会など、あらゆる機会を通じて、ハザードマップ、地形分類図など地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を継続して行い、町民の防災・減災意識の高揚に努めます。
- 学校では、発達の段階に応じた防災教育の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図るなど、地域と連携した防災力の向上を推進します。
- 自主防災組織活動の活性化や防災士等の地域防災リーダーの育成、資機材整備に積極的

に取り組むとともに、消防団や関係機関と連携した訓練を実施するなど、地域防災力の向上を図ります。

- 学校を拠点とした防災活動の展開を図るとともに、想定される被害や危険等を予測し、安全な避難や避難所運営など災害対応要領等を定める地区防災計画の策定を促します。

③ 適切な避難行動の呼びかけ(総務課)

【脆弱性の評価】

- 大規模な水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に避難指示(緊急)や避難勧告等を発令する必要があります。また、確実に住民に伝達できる手段の確保などが必要です。
- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、あらかじめ時系列で整理した「タイムライン(防災行動計画)」の作成が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 大規模な水害、土砂災害等が発生するおそれがある場合、空振りをおそれず、適切に避難指示(緊急)や避難勧告等を発令できるよう、内閣府「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に住民に伝達できる手段の確保などを行います。
- 「5段階」の警戒レベル、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)などの避難のタイミング・方法に関する情報、指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所などの避難先に関する情報を分かりやすく周知します
- 台風による大規模風水害など発生の前から予測できる災害に対し、迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、町、防災関係機関はもとより、町民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン(防災行動計画)」の作成を進めます。

④ 災害時要支援者対策(総務課、保健福祉課、教育委員会)

【脆弱性の評価】

- 本町では、高齢者が多くを占める限界集落が散在するとともに、町全体の高齢化率も高い状況にあります。高齢者、障がい者など、特に配慮を要する在宅要配慮者の避難を支援できるよう共助・公助による避難支援体制の整備が必要です。
- 本町では、認定こども園1園、幼稚園9園、小学校9校、中学校2校、高校1校があり、各施設における園児、児童・生徒の保護、避難支援体制の整備が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 高齢者、障がい者など、特に配慮を要する「要配慮者」の迅速な避難を支援できるよう、避難行動要支援者名簿及び個別計画の更新を行うとともに、民生委員、自主防災組織など

避難支援等関係者に名簿情報を提供するなど、地域における避難支援体制を整備します。

- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人など、災害時に特に配慮を要する「要配慮者」について、発災時にスムーズに対応できるよう支援マニュアル等を作成するとともに、福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成など、支援体制を整えます。また、防災に関するパンフレット等は優しい日本語及び多言語に翻訳して公開・配布を行います。
- 園児、児童・生徒が在籍（園）時に災害が発生した場合を想定し、避難計画を作成・見直すとともに、園児、児童・生徒の一時保護や引き取り、通学路の安全性等の把握などができるよう体制の整備を図ります。
- 浸水や土砂災害が想定される区域内にある要配慮者利用施設の避難計画の作成を支援するとともに、計画に基づく訓練実施を促します。
- 社会福祉施設等入所者の町外への広域避難対策について支援、助言を行います。
- 聴覚障がい者や外国人からの緊急通報を容易に行えるよう通報体制の整備を行います。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
屋内伝達手段普及率（戸別受信機設置、ゆりナビ、メール、LINE登録数）	60%	80%
シェイクアウト訓練実施回数	年1回	年1回
地区防災計画作成数	1団体	5団体以上
避難勧告等の判断・伝達マニュアルの修正	令和2年5月改定	定期的な見直し
町タイムラインの作成	未策定	令和3年度策定
NET119の導入	未導入	導入予定
第三者同時通訳の導入	未導入	導入予定

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-（1）サプライチェーンの寸断や施設等の被災等による経済活動の低下

① 事業者の事業継続計画（BCP）策定支援（総務課、事業者）

【脆弱性の評価】

- 本町では、建設・設備事業者をはじめ、ゴルフ場やスキー場、宿泊事業者等が主な事業者で、ほか町第3セクター4社がありますが、建設業BCPを策定している事業者のほか、策定は進んでいません。大規模災害発生時における事業継続を確保する事業継続計画（BCP）の策定を促す必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害発生時におけるサプライチェーンを確保するため、事業者は、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定に努めるほか、町も計画策定に必要な情報等を提供するなど、積極的に支援を行います。
- 農林水産業や観光等における事業継続のため、中心となる松山市農業協同組合や久万広域森林組合、㈱いぶき、久万高原農業公社、柳谷産業開発公社、㈱みかわ、㈱さんさん久万高原等、その他指定管理者における防災対策を促進します。

② 事業活動の再開に向けた支援体制の整備（総務課、事業者）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるとともに、燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、各ライフライン機関において、施設や設備等の耐震化や燃料備蓄等の対策を進めるほか、特に燃料供給については、石油商業組合をはじめとした関係団体等と情報交換を行うなど連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進めます。

【KPIの設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
事業者の事業継続計画（BCP）の策定支援数	—	体制整備

5－（２）食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

① 食料等の供給体制の確保（総務課、農業戦略課、ふるさと創生課、建設課）

【脆弱性の評価】

- 本町では(株)松山生協や生活協同組合コープえひめ、四国コカ・コーラボトリング(株)等と災害時における物資供給の応援協定を締結し協力を得る体制を整備していますが、食料等の安定供給を図るため、更なる事業所等と連携した取り組みが必要です。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、流通の中心となる農業協同組合等における防災対策を促進するとともに、農業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めます。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画の策定を検討します。

② 物流機能等の維持・早期再開（総務課、建設課）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう取り組みを推進する必要があります。
- 本町では(社)愛媛県建設業協会上浮穴支部と災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、緊急人命救助及び道路通行確保のための障害物の除去作業や人員及び物資の緊急輸送等の協力を得る体制を確保していますが、さらに町内建設事業者等と連携し道路啓開体制を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、県と関係団体との間で締結している協定に基づき、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努めるなど、実効性を高めるための取り組みを推進します。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
道路啓開訓練回数	—	体制整備

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-（1）ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止

① ライフラインの防災対策の推進（総務課、環境整備課、事業者）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害による電力、LP ガス、上下水道、通信などのライフラインの長期停止は、公衆衛生や経済活動など社会生活全般に多大の機能低下をもたらすことから、ライフライン事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等の促進、復旧体制の充実を図る必要があります。
- 本町は、県エルピーガス協会松山支部と災害時における応急対策業務の協力に関する協定を締結し、避難所に必要なLPガスボンベの供給や避難所での炊き出し用資材の貸出しなどの協力を得る体制を整備しています。
- 迅速な復旧・復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要があります。
- 水道については、（公社）日本水道協会に加盟し、会員相互の広域的な応急給水・応急復旧等の協力を得る体制は整備されています。

【強靱化の推進方針】

- 電力、LP ガス、上下水道、通信などの各ライフラインを所管する機関や事業者は、施設や設備の耐震化や老朽化対策等を促進するとともに、被災後の迅速な復旧を図るため、非常用資機材の整備や人員の確保等の体制を構築します。また、業務が継続できるよう計画書等を作成するとともに、関係団体との協定締結や訓練の実施等を通じ、復旧体制の充実を図ります。
- 迅速な復旧・復興のため、各ライフライン事業者は平時から連絡会議等を通じ情報共有や意見交換を行うとともに、各事業者が合同で訓練を実施するなど、連携体制を強化します。
- （公社）日本水道協会との連携を強化するとともに、松山圏域でも広域的な応急給水体制の強化を図ります。
- 下水道については、マンホールポンプ等非常用発電機の燃料としてのLPガスの確保を図ります。

② エネルギー供給の多様化（環境整備課）

【脆弱性の評価】

- エネルギー供給源の多様化を図るため、太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 地域エネルギービジョンに基づき、地域エネルギーの地産地消の仕組みづくり、太陽光

発電・風力発電のガイドラインに沿った設置、中小水力発電や木質バイオマスの利用など、再生可能エネルギー活用を推進します。

③ 水資源の確保や節水型社会づくりの推進（総務課、環境整備課）

【脆弱性の評価】

- 町簡易水道は、各給水区域の人口動態を考慮し、水需要に十分対応しうる水源の確保と災害発生時にも対応できる安定した供給体制が求められており、併せて水資源の大切さや節水方法などの啓発活動が必要です。

【強靱化の推進方針】

- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進めます。
- 水資源の重要性に関する啓発や、節水や雨水利用等に関する情報提供等を通じ、町民の節水意識の高揚に努めるとともに、節水型建築物や節水機器、雨水貯留施設等の普及、山水の活用などにより、節水型社会づくりを推進します。

④ 下水道等の防災対策の推進（環境整備課）

【脆弱性の評価】

- 仁淀川の上流部に位置する本町は、生活用水などによる水質汚濁に対し、下水処理施設などの整備による水質保全を継続していくため、今後も、公共下水道や農業集落排水施設の加入促進と、合併浄化槽の普及を推進するとともに、下水道等施設や基幹管路の老朽化にともない、耐震改修や非常用設備の整備などを行う必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における公衆衛生問題や交通障害等の発生を防止するため、下水道施設や農業集落排水施設等の耐震化等を着実に進めるとともに、迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、これら施設の業務継続計画（BCP）の見直しを検討します。
- 下水道施設等の耐震化の推進と合わせ、農業集落排水施設の二名地区及び父野川・露峰地区の処理場が比較的近いこと、施設統合を検討します。
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進します。

⑤ 緊急輸送道路の災害対応力の強化、代替ルート確保（建設課、農業戦略課、林業戦略課）

【脆弱性の評価】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や迂回路のない路線等における整備、防災対策を推進するとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要があります。
- トンネル内ラジオ再放送施設、道路ライブカメラの設置により、災害時における避難誘導の支援、最新の道路状況を提供する必要があります。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、

法面改良や舗装等の防災対策を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、国・県と協力し緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋梁の耐震化対策、トンネル保全、法面等防災や無電柱化等の防災対策を推進します。また、市街地の道路等に面する建物やブロック塀等の耐震化対策、看板やガラス等の飛散・落下対策、土砂災害防止施設等の整備を進めます。
- 「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていきます。
- 国・県と連携しトンネル内ラジオ再放送施設等の整備を通じ、災害時における避難誘導の支援を行うとともに、主要道路に道路ライブカメラを設置することにより、災害時に最新の道路状況を提供します。また、道路情報提供装置の通信回線の多重化を進めます。
- 橋梁やトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行うなど、計画的な老朽化対策を実施します。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道についても、橋梁の架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進めます。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
建設業BCP策定件数	—	体制整備
下水道処理場の耐震化率	100%（レベル2）	管路の耐震化率 100%
合併処理浄化槽普及率	14.4%	18.3%

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-（1）複合災害等の大規模な二次災害の発生

① 住宅密集地での延焼防止対策（総務課、建設課、消防本部）

【脆弱性の評価】

- 中心市街地では、火災発生時に大規模な被害が発生することが予想されることから、燃えにくい構造への転換を進めるため、「防災・減災まちづくりのための地区計画策定ガイドライン」等を参考として、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくい土地利用を進める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定、検討するとともに、木造住宅が密集している区域において街路整備等の実施、住民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図ります。
- 町内各地で同時に発生することが想定される地震火災に迅速に対応するため、消防の広域連携を推進するとともに、消防施設の耐震化や資機材の充実、耐震性貯水槽の整備促進や既存防火水槽の改修、消防団員の確保等の対策を着実に進めます。
- 地震によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進します。

② 建物倒壊等による交通麻痺対策（総務課、建設課）

【脆弱性の評価】

- 緊急輸送道路等の閉塞を防止するため、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、指導等を行う必要があります。
- 発災後、緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行います。
- 災害時には、自動車の民間プローブ（走行軌跡情報）データ等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努めます。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保する広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努めます。

③ ため池等の防災対策（総務課、農業戦略課、建設課）

【脆弱性の評価】

- 河川管理施設等の耐震化など防災対策を進めるほか、地震と台風など複合災害による被

害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要があります。

- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、ため池ハザードマップを作成する必要があります。
- 大規模地震等による深層崩壊等が発生し、天然ダム等が形成される危険があり、二次災害の発生を防止する避難情報を提供する体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、耐震化や嵩上げ等を計画的に進めるほか、地震と台風など複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備します。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高いため池について、耐震化等の防災対策を図るとともに、決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域や避難場所等を記載した、ため池ハザードマップを作成します。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、住民に迅速に避難情報を提供する体制を整備します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
緊急通行車両事前届出数	—	体制整備
耐震性貯水槽の整備基数	59基	61基
ため池ハザードマップの作成	—	令和3年度

7-（2）有害物質の拡散・流出

① 有害物質の拡散・流出対策（総務課、環境整備課、消防本部、事業者）

【脆弱性の評価】

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努める必要があります。
- 県や消防本部は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 有害な化学物質や毒物・劇物等を保有する事業者は、有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための資機材整備や訓練等の実施に努めます。
- 県や消防本部は、平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかけます。

② 原子力防災対策の充実強化(総務課)

【脆弱性の評価】

- 本町は伊方発電所の30km圏外にあり、原子力対策重点区域の西予市等からの避難者を受け入れ地域(愛媛県広域避難計画)となっており、原子力災害発生時の受け入れ計画を策定し、受け入れ態勢を整える必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、県の地域防災計画(原子力災害対策編)や広域避難計画を踏まえた受け入れ計画を策定するほか、国・県の訓練や計画の改定を反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の充実強化を図ります。

【KPIの設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
危険物施設等の違反是正率	—	100%

7- (3) 農地、森林等の被害

① 農地や農業用施設等の適切な保全管理(建設課、農業戦略課)

【脆弱性の評価】

- 農業基盤整備は、単に農業経営の安定だけでなく、農業・農村の持つ多面的機能維持につながるため、地形的な制約のある地域においては、現状を考慮しながら整備の検討を行う必要があります。
- 農地や農業水利施設、ため池、鳥獣被害防止施設等について、施設等の適切な保全管理や防災・復旧活動等の体制整備を推進するとともに、農地の保全管理事業を促進する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 農地や農業水利施設、ため池、鳥獣被害防止施設等について、地域の主体性・協働力を活かし、施設の適切な保全管理や長寿命化対策を実施するとともに、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進します。また、環境・生態系の保全、景観形成、文化伝承など、多面的機能の保全を図ります。
- 棚田地域などの小規模の農地は、県単独土地改良事業などにより、農地の保全管理事業の整備を促進します。

② 森林が有する多面的機能の維持(林業戦略課・建設課)

【脆弱性の評価】

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な森林整備や効果的な山地防災対策を

進める必要があります。

- 地域が一体となった素材生産から加工・流通に至る一環体制を推進するとともに、「久万材ブランド」の確立により、計画的・持続可能な森林整備を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）を維持する森林整備、管理道の整備の他、地すべり防止事業、治山事業など、効果的な山地防災対策を着実に進めます。
- 地域産材の需要拡大を図り、地域が一体となった素材生産から加工・流通に至る一環体制を推進するとともに、優良材生産技術の伝承や森林認証制度の活用などにより「久万材ブランド」の確立、間伐等による計画的・持続可能な森林整備を図ります。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
管理道（林道）の延長	621.686 km（令和元年度末）	626.569 km（令和6年度末）

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-（1）災害廃棄物処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

① 災害廃棄物処理体制の充実（環境整備課）

【脆弱性の評価】

- 町災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定）に基づき、町における災害廃棄物処理体制の構築に取り組むとともに、ブロック別災害廃棄物協議会での協力を強化する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 県・町の災害廃棄物処理計画に基づき、町における災害廃棄物処理体制がより実効性のあるものとなるよう、災害廃棄物処理に関する図上訓練や研修等を実施し、災害廃棄物処理を担当する職員のスキルアップを図ります。
- 県、市町、関係団体（（一社）えひめ産業資源循環協会及び（一社）愛媛県建設業協会）で構成されるブロック別災害廃棄物協議会（松山）を開催し、災害廃棄物処理の課題等について協議を行い、地域における災害廃棄物処理体制の構築を図ります。

② 廃棄物処理関係団体等との連携（環境整備課）

【脆弱性の評価】

- 県、市町、（一社）えひめ産業資源循環協会との間で締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく具体的な協力の内容について継続的に協議を行うとともに、実効性のある町内事業者及び広域協力体制の構築を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」に基づく具体的・実効性のある協力体制の構築を図ります。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
災害時におけるごみ等に係る協定締結数	0	2
災害廃棄物処理置場の選定	10	10

8-（2）人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

① 復旧・復興を担う人材等の確保（総務課、建設課、社会福祉協議会）

【脆弱性の評価】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業BCPの策定を継続して促すことが必要です。

- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要があります。
- 社会福祉協議会は災害対応マニュアル・災害ボランティアセンター運営マニュアルを策定し、運営体制の整備を図っていますが、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 大規模災害時における道路啓開等の復旧・復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、建設業BCPの策定を継続して促すとともに、建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高めます。
- 町等（消防等含む）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、県や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備します。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行うなど、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備します。

② 地域コミュニティの活性化（総務課、ふるさと創生課）

【脆弱性の評価】

- 地域が迅速に復旧・復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自治会や自主防災組織、消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、これまで災害がなかったから自分たちは大丈夫だろうという根拠のない安心感は排除した上で、いつどこで発災してもおかしくないという意識を地域全体で共有し、防災訓練をはじめとして、地域のあらゆる行事を通じ地域コミュニティの維持・活性化を図り、共に助け合う関係を構築、継続することが必要です。
- 本町では、人口減少や少子高齢化が進み、自治会においても構成員の減少や高齢化が進んでいます。過疎化が進行しても途切れない確かな地域コミュニティの構築が必要であり、自治会同士をつなぐ集落ネットワークと生活機能の集約や住民交流の核となる「小さな拠点」を形成することが求められています。そして、拠点の求心力のもとで住民同士のつながりを強化し、地域課題に住民自らが向き合える地域づくりを目指す必要があります。

【強靱化の推進方針】

- まず、自分たちは大丈夫だろうという根拠のない安心感は排除し、町民一人ひとりが、いつどこで大規模災害に遭遇してもおかしくないという意識を共有した上で、自治会や自主防災組織、消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、地区防災計画（地域防災計画の各地区版）の策定による防災意識の強化や、防災訓練の実施を始めとして、地域のあらゆる行事等を通じ地域コミュニティの維持・活性化を図り、平時から顔が見え、共に助け合う関係を構築することにより、「共助」の力を醸成・蓄積します。

- 現在町では、行政と地域が一緒になった協働のまちづくりに取り組み始めています。住民同士、自治会同士をつなぐ集落ネットワークの構築と「小さな拠点」の形成のため、集落支援員の配置や地域運営協議会の設立を推進しており、地域防災力の向上やあらゆる地域課題に住民が向き合い行政とともに解決していく仕組みづくりのため、面河地区、柳谷地区の先行事例を町内に横展開させるべく、今後も必要な支援を行います。また、中間支援組織「ゆりラボ」の活動を通じて、地域力の向上や担い手確保を目指すとともに、地域コミュニティの維持確保のため、町外からの移住・定住の促進を図ります。

③ 文化財の防災対策（教育委員会、ふるさと創生課）

【脆弱性の評価】

- 本町は、旧山中家住宅など国・県指定史跡や寺社、博物館、美術館を含め貴重な文化財や文化的資産が数多くあり、災害発生時における被災文化財の救出活動等を適切かつ迅速に行うため、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図る必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 各種災害による文化財の被害は、その種類により、また文化財等の材質・形状によって異なり、緊急的な保存措置等についても、将来の本格的な保存修理の方針や今後予測される新たな災害への対策等をも視野に入れた柔軟な対応が必要です。日頃から所在台帳や写真等を整備するなど、保存の現状を把握しておきます。併せて文化財の所有者をはじめ県や関係機関等と連携を図りながら、定期的に様々な局面を想定した災害対応訓練等を実施し、災害対応能力の向上と防災体制の強化を図ります。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和2年度	目標 令和7年度
災害ボランティア講座の開催数	—	体制整備
文化財防災訓練	年1回	年1回

8－（3）生活・経済支援の遅延による復旧・復興の大幅な遅れ

① 生活支援体制の整備（各課）

【脆弱性の評価】

- 災害復旧・復興を迅速に取り組むため、避難所運営人材の育成をはじめ、仮設住宅用地の確保・整備、被災建築物応急危険度判定、応急仮設住宅の建設や民間借上げ、罹災証明書の速やかな交付、税の減免など様々な生活支援が必要となります。

【強靱化の推進方針】

- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、必要な資機材等の整備や運営する人材の育成に努めます。
- 災害時に避難所や仮設住宅地等として活用を予定されている公園等について、非常用電源や非常灯など必要な資機材等の整備を進めます。
- 土地境界等を明確にし、災害後の円滑かつ早急な復旧復興を進めるため、地籍調査等を計画的に推進します。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成を推進します。
- 応急仮設住宅の建設、民間借上げに関する協定を締結するなど体制の整備を図るとともに、仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進めます。また、空き家活用や宿泊施設の一時転用による住居確保の検討や住宅の応急修理に関する協定を締結します。
- 被災住宅の応急修理や新築等を支援するため、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備します。
- 罹災証明書の迅速な発行や被災者台帳の円滑な作成のため県及び市町が共同で導入した電子システムについて、連携して操作研修を実施し、被災者に対する生活再建支援に早期着手できる体制を構築します。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、住民税や固定資産税などの町税、個人事業税や不動産取得税などの県税について、被災時の特例措置（減免、申告等の期限延長、納税の猶予等）の広報啓発を実施し適切に対応します。また、各種補助・助成金を適切に実施する体制を整備します。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、制度の普及を促進します。

② 復興方針の策定体制の整備（総務課、各課）

【脆弱性の評価】

- 円滑かつ迅速な復興を図るため、復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取り組みなど、事前復興まちづくりに関する取り組みに努める必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 復興方針を策定するための体制を事前に整備するとともに、大きな被害が想定される地域において、被災後の復興を考える取り組みを支援し、事前復興まちづくりに関する取り組みに努めます。

③ 風評被害の防止（総務課、ふるさと創生課、農業戦略課）

【脆弱性の評価】

- 災害発生時における消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要があります。

【強靱化の推進方針】

- 災害発生時における情報不足による誤認識や消費者の過剰反応などの風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信します。

【KPI の設定】

KPI	現状 令和 2 年度	目標 令和 7 年度
応急仮設住宅建設戸数	255 戸	255 戸（現状維持）
被災宅地危険度判定士数	17 名	17 名（現状維持）
家屋の被害認定調査及び罹災証明書発行研修の実施	4 名（受講者数）	1 名増/年

第5章 重点プログラムの設定

1 プログラムの重点化の考え方と設定方法

本町の特性や被害想定を勘案し、以下に示す視点から優先度を総合的に判断し、「重点化すべきプログラム」として選定します。この「重点化すべきプログラム」については、関連する施策の進捗状況を踏まえつつ、施策の具体化や高度化などを含め、特に取り組む重点的推進に努めるものとします。

- 「起きてはならない最悪の事態」による本町での被害想定の大きさや当該事態が与える影響の大きさを評価
- 国・県・民間事業者など、それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで事態の回避に向けた取組を推進する上で、本町が担うべき役割の大きさを評価
- 当該事態を回避することにより、他の複数の事態の回避や被害軽減への寄与度を評価

2 重点化すべきプログラムの一覧

限られた資源で効率的かつ効果的に強靱化を進めるため、人命保護を最優先に、強靱化に資する緊急性や効果の大きさ等を踏まえ、次の15の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を重点化プログラムとして設定します。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	直接死を最大限防ぐ	(1)	地震による建物倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		(2)	風水害による住宅地の浸水や土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	(1)	食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		(2)	長期にわたる孤立地域の発生
		(3)	自衛隊、警察、消防等の被災に伴う救助・救急活動等の絶対的不足
		(5)	医療・保健・福祉機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保する	(6)	被災者の健康状態の悪化、感染症等の大規模発生
		(1)	行政職員不足や施設の損壊等による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	(1)	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		(2)	情報サービスの機能停止による避難行動や救助・支援の遅れ
5	経済活動を機能不全に陥らせない	(2)	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	(1)	ライフライン、道路交通の長期間にわたる機能停止

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	(1)	複合災害等の大規模な二次災害の発生
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	(1)	災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
		(2)	人材不足、地域コミュニティの崩壊等による復興の大幅な遅れ

第6章 計画の推進

1. 本計画の進捗管理

本計画に基づく取組を確実に推進するため、関連事業等の進捗状況を毎年度把握していくものとし、進捗状況の把握については総合計画や関連計画で行う事業評価（進捗管理）とも連携して実施します。また、関連事業の進捗状況や各種取組結果を踏まえ、所管課が中心となり、各種取組の見直しや改善、必要となる予算の確保等を行いながら事業を推進します。

本町だけでは対応できない事項については、国・県・関係機関等への働きかけなどを通じ、事業の推進を図ります。

2. 他の計画等の見直し

本計画は、本町の地域強靱化の観点から、総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針であり、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、次のとおり PDCA サイクルを繰り返して進めます。

■基本的な進め方

